四　ヤンド以外のレチ（ヘッドチャー等を除く。）を設置する場合に水幕又は泡消火設備												
	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(一)	(二)	(三)
	連動制御器				連動機構用予備電源		自動閉鎖装置	手動閉鎖装置	総合的な作動の状況	ドレンチャー等		
	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況	劣化及び損傷の状況	容量の状況	設置の状況	設置の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	設置場所の周囲状況	散水ヘッド	開閉弁
	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーンの作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しない若しくは音響装置が鳴動しないこと。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。	塗装又は異物の付着等があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。

以外のレチ（ヘッドチャー等を除く。）を設置する場合に水幕又は泡消火設備												
	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)			
	排水設備	水源		加圧送水装置								
	排水の状況	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	給水装置の状況	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	ポンプ及び電動機の状況	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、排水の状況を目視により確認する。 ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は作動の状況により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	目視又は触診により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	目視により確認する。			
	排水が正常に行われないこと。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。			